

物品購入等競争入札参加資格審査申請の案内

(令和5・6・7年度用)

陸前高田市が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格を取得したい方は、次により資格審査申請書を提出してください。

なお、競争入札参加資格を取得された方は、競争入札参加資格者名簿に登載します。

1 資格要件

- (1) 営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつてはこれを受けていること。
- (2) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (3) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 陸前高田市暴力団排除条例（平成27年陸前高田市条例第37号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 物品購入等競争入札参加資格を取り消され、その期間を経過しない者でないこと。

2 受付期間等

(1) 受付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月31日（火）まで（陸前高田市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第1条第1項に定める市の休日を除く。）の期間で午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は令和5年1月31日（火）午後5時必着とする。

（期間経過後の申請は、令和5年4月1日から随時受付を行います。有効期間は受付日以降となります。）

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での受付にご協力ください。

(2) 受付場所

〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野100番地

陸前高田市総務部財政課（陸前高田市役所3階）

(3) 提出方法

提出書類は、A4版のフラットファイル（ファイルの色の指定はありません）に物品購入等競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧の順序で綴り、郵送又は直接持参により提出してください。

なお、フラットファイルは何も記入しない状態での提出をお願いします。会社名等の必要事項は担当職員が記入します。

(4) 受理証明の対応

申請書の受領証明が必要な場合は、持参の場合には受付票等を提示し、郵送の場合には切手を添付した返信用封筒と受付票、又は返信用はがきを同封してください。審査終了後、受付印を押印し返送いたします。

なお、受付票は任意様式で構いません。（市から様式は提示しません。）

3 提出書類等

- (1) 物品購入等競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））
- (3) 様式4-1（経営状況）
- (4) 様式4-2（営業所一覧）
- (5) 様式4-3（障がい者雇用状況・営業実績・債権者登録・参加希望営業種目）
- (6) 委任状（様式5）
支店等に陸前高田市との契約を委任する場合に提出
- (7) 代理店・特約店調書（様式6）
※ 該当する場合のみ提出
- (8) 登記事項証明書（申請日から概ね3か月以内に発行されたもの、写し可）
※ 個人の場合は、住所地の市区町村が発行する営業証明書又は売上伝票等の写し
- (9) 法令上許可等を必要とする業種の場合は、当該許可等を受けていることを証する書面（写し可）
（例示）高度管理医療機器等販売業許可、農薬販売届、石油販売業届出、揮発油販売業登録、高圧ガス販売事業届、液化石油ガス販売事業登録、古物商許可証 等
- (10) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式7）
- (11) 財務諸表（1か年分）
 - ア 法人の場合
申請日の属する年の前年の決算期に作成した営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の写し
 - イ 個人の場合
申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し（貸借対照表を含む）
- (12) 納税証明書（申請日から概ね3か月以内に発行されたもの ※写し可）
 - ア 法人の場合
 - (7) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有する場合
 - a 「市税」の納税証明書
 - b 「県税」の納税証明書（様式第111号イ）
 - c 「消費税及び地方消費税」の納税証明書（様式その3又はその3の3）
 - (4) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有しない場合
 - a 「都道府県税」の納税証明書（様式第111号イ）
 - b 「消費税及び地方消費税」の納税証明書（様式その3又はその3の3）
 - イ 個人の場合
 - (7) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有する場合
 - a 「市税」の納税証明書
 - b 「県税」の納税証明書（様式第111号イ）
 - c 「消費税及び地方消費税」の納税証明書（様式その3又はその3の2）
 - (4) 陸前高田市内に事務所又は事業所を有しない場合
 - a 「都道府県税」の納税証明書（様式第111号イ）
 - b 「消費税及び地方消費税」の納税証明書（様式その3又はその3の2）

ウ 新規に営業を開始し、未申告の場合

「法人・個人の事業開始等申告書」等の税務当局へ提出した書類の控えの写し

※ 「市税」の納税証明書を申請する場合は、別紙様式をご利用願います。

その際申請をする方が願出人と異なる場合（個人の申請の場合は、住民基本台帳上、同一世帯以外の方の場合）は「委任状」が必要となります。

※ 国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm#online>) をご覧ください。

(13) 市税納付状況の調査に関する承諾書（様式8）

※ 陸前高田市内に主たる営業所又は市内営業所を有する個人・法人は必要です。

(14) 障害者雇用状況報告書（当該報告を公共職業安定所に行っている場合）、または障害者手帳（障がい者を雇用している場合）の写し

(15) あて先を明記した返信用封筒（定形郵便物サイズ、84円切手を貼付したもの）

4 申請書記載事項変更届

申請書提出後、申請書及び提出書類の記載事項が変更となった場合は、物品購入等競争入札参加資格申請書記載事項変更届（様式9）を提出してください。また、変更に伴い、変更後の提出書類や確認資料等をあわせて同封願います。

（提出書類等の例）

- ・委任状（委任状を提出している場合）
- ・暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（変更のあった代表者及び役員分のみで可）
- ・変更後の登記事項証明書（写し可、証明書に記載された事項が変更となった場合）

5 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※申請内容に不備があり、修正が令和5年3月31日までに整わなかった場合には、修正が終了した日以降に資格を取得することとなります。

6 資格審査結果の通知

審査結果は、令和5年3月中旬に郵送で通知します。

令和5年3月31日までに通知が無い場合は、総務部財政課までお問い合わせ願います。

なお、競争入札参加資格者名簿の公表はいたしません。

7 問合せ先

陸前高田市高田町字下和野100番地

陸前高田市役所3階 総務部財政課

Tel 0192-54-2111（内線324）

Fax 0192-54-3888